

Visaギフトカード利用規約

第1条（目的及び対象）

1. 本規約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が発行する Visa ギフトカード（以下「本カード」という）の利用について定めるものです。

第2条（利用者）

1. 本カードを正当に所持または利用する者を、本カードの利用者（以下「利用者」という）とします。
2. 利用者は、本カードを利用するためには、本規約の最新版を確認のうえ、それらに同意する必要があります。
3. 利用者は、本規約に同意のうえ、カード原板裏面のご署名欄に自署するものとします。なお、利用者は、カード原板裏面に署名をした場合、本規約の内容を承認したものとみなされることを承諾するものとします。

第3条（本カード）

1. 本カードは、本カードで利用可能な額（以下「利用可能残高」という）の全部または一部を、第5条に定める加盟店においてのみ利用することが出来ます。
2. 本カードの利用可能残高は、当社の運用サーバー内にて加算・減算の管理が行われます。利用者は、第10条に定める方法で利用可能残高及び利用履歴を確認できます。
3. 本カードにおける利用可能残高の上限額、1回あたりの利用上限額は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。

第4条（本カードの有効期限）

1. 本カードが利用できる有効期限（以下、単に「有効期限」という）は、カード原板面での表示等当社所定の方法で表示される月の末日までとします。なお、有効期限までの一般的な期間は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 本カードは有効期限が過ぎた時点で失効するものとします。
3. 当社は、有効期限満了により本カードが失効した場合、本カードの利用可能残高（本カードの失効以降にキャッシュバックや取引の取消、若しくはその他の理由で加算される利用可能残高を含む）の払い戻しは行わないものとします。なお、本カードの失効について利用者に生じた不利益及び損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（利用加盟店）

1. 利用者は、当社が加盟または提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソ

シエーション、以下「ブランド」という)と提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店(以下「加盟店」という)において、本カードを利用することができます。但し、利用者は、本カードの利用に際し、カード番号及びカード原板その他個人情報の窃取・悪用等の危険について十分注意するものとします。

2. 前項にかかわらず、会費や接続料等の反復継続的に料金が発生する加盟店、高速道路や一部のホテル、暗証番号の入力が必要な加盟店等、一部利用できない加盟店が存在することを、利用者は予め承諾するものとします。

第6条 (本カードの利用)

1. 利用者は、加盟店で商品等の購入または提供を受ける際に、本カードの利用可能残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。
2. 利用者は、加盟店において商品の購入その他取引を行うに際し、本カードを提示して、所定の伝票等に本カードの裏面に予め記載した署名と同一の署名をすること等当社所定の方法により、本カードを利用することができます。但し、当社が適当と認めた加盟店において利用する場合は、伝票等への署名等を省略することができます。
3. 本カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、利用者は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは利用者自身に対し、本カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
4. 利用者が本カードを使用する場合には、当社所定の方法により、本カードの利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
5. 利用者は、システムの不具合等により本カードを利用できない場合があり得ることを予め承諾するものとします。
6. 利用者が未成年の場合、本カード利用時に親権者の同意を得るものとします。
7. 利用者は、本カードの利用に際し、年齢制限のある加盟店にて、利用者の年齢が基準に満たない場合は、本カードを利用してはならないものとします。

第7条 (超過額の立替払い)

1. 前条第4項の商品等の代金に相当する金額と後日加盟店から当社に通知される商品等の代金に相当する金額に差異がある場合、当社は、後日通知される商品等の代金に相当する金額を正しいものとして取り扱うこととし、利用可能残高を加算または減算できるものとします。
2. 本カードは、前条の事態、システムの通信状況その他の事由により、利用可能残高を超過して利用できる場合があります。利用者は、利用可能残高を超えない利用可能額を前払式支払手段によるご利用額として扱い、利用可能残高を超える額(以下「超過

額」という)は当社が立替払いを行ったうえで、利用者に請求することがあることを予め承諾するものとします。

3. 利用者は、当社が請求した超過額を、当社指定の方法で当社に支払うことを予め承諾するものとします。

第8条 (加盟店との紛議及び返金の取り扱い)

1. 利用者は、本カードにより加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決するものとします。
2. 当社は利用者と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。
3. 本カードの利用後、利用者と加盟店との間における本カードの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または、当該取引の取消または解除が行われ、本カードの利用可能残高に対する返金処理等が行われた場合、返金処理等の対象となった金額(以下「返金対象額」という)は、当該取引が行われた日から最大で60日が経過する日までに、当社所定の方法で、本カードの利用可能残高に加算されます。なお、返金処理がされた利用可能残高の当社から利用者に対する返金が行われないものとします。

第9条 (海外利用代金の決済レート等)

1. 決済が外貨による場合における本カードの利用代金(本カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額をブランドの決済センターにおいて集中決済された時点での、当該提携組織の指定するレートに当社所定の海外取引関係事務処理費を加えたレートで円貨に換算します。
2. 日本国外の加盟店で本カードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外の加盟店での本カードの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第10条 (残高・利用履歴の表示)

1. 本カードの利用可能残高は、専用 Web サイト等当社所定の方法で確認できるものとします。
2. 決済が外貨による場合は、商品等の代金に相当する金額に前条に定めるレートが加算された合計金額で表示されます。
3. 本カードの利用履歴は専用 Web サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。なお、利用者は、当社が利用者に対する利用履歴開示のために、

利用者の本カードの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。

4. 本カードの有効期限を経過した場合、本カードの利用可能残高ならびに利用履歴は確認できないものとします。
5. 当社は、本カードの利用及び本カードへの返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行い、当社が加盟店からの情報の正確性を完全に保証するものではなく、当社は一切の責任を負わないことを、利用者は予め承諾するものとします。加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、本カードへの返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることを、利用者は予め承諾するものとします。

第11条（付帯サービス）

1. 利用者は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。利用者が利用できる付帯サービス及びその内容については別途当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
2. 利用者は、付帯サービス等の利用等に関する規約がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 利用者は、当社または当社の提携会社が必要と認めた場合には、当社または当社の提携会社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾するものとします。
4. 利用者は、第14条に定める本カードの利用が停止された場合、付帯サービス（退会前また利用停止前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第12条（カード情報等の管理）

1. 利用者は、本カードのカード番号、有効期限及びセキュリティーコード、Visa Secure（3Dセキュア）パスワード等、ならびにカード原板（以下「カード情報等」という。）を善良なる管理者の注意義務を以て管理・使用するものとし、カード情報等が使用されたことについて一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、カード情報等を利用者以外の第三者に使用させた場合、利用者の義務として本規約に定められている義務について当該第三者をして遵守させるものとし、当該第三者によるカード情報等の使用及び本規約の義務違反等に関する一切の責任を負うものとします。
3. カード原板の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 利用者は、カードの自署欄に署名がされている本カードは第三者に譲渡できません。
5. 当社は、カード原板の磁気不良及び毀損等の場合には、利用者が当社所定の届けを提

出し当社が適当と認めた場合に限り、物理的なカードを再発行します。

第13条（盗難等）

1. カード情報等の盗難、偽造、紛失等その他の事由（以下まとめて「盗難等」という）により本カードが第三者に不正利用され、利用者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとし、利用者はその本カードの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 当社は、カード情報等の盗難等を理由に本カードの再発行は行いません。
3. 利用者は、カード情報等が盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。当社への通知は、改めて文書で届出teいただく場合があります。

第14条（利用の停止及びカード原板の破棄）

1. 利用者が本規約に定める規定に違反した場合または当社が不適当と判断した場合若しくは利用者が死亡した場合または当社が死亡の連絡を受けた場合（当社が左記に準じると判断した場合を含む）には、当社は当該利用者に提供する本カードに関するサービスの全てを当該利用者に対して通知することなく、一方的に停止するものとします。なお、停止の際は、利用者の本カードの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。
2. 利用者が届出た住所に、当社がカード原板を発送したにもかかわらず、カードが不着となり一定期間経過した場合、当社はカードを破棄することができるものとし、且つカード原板の再発行・交換・返金はしないものとします。

第15条（本サービスの中断・停止等）

次のいずれかに該当する場合、当社は予告をしてまたはやむを得ない場合は予告なしに本カードのサービスの全てあるいは一部の提供を中断・停止することができるものとします。

- （1）システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
- （2）コンピューターウイルス、不正アクセスまたはネットワークの障害等により、本カードプログラムの提供が困難となった場合
- （3）火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
- （4）地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- （5）その他、やむを得ない事情により本カードプログラムの提供が困難であると当社が判断した場合

第16条（換金の原則禁止）

本カードの利用可能残高の換金はできません。但し、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に本カードを保有する方は、当社に対して本カードの利用可能残高の返金を求めることができるものとし、当社は所定の方法により利用可能残高を確認したうえで、当該利用可能残高を返金するものとしします。

第17条（禁止事項）

利用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとしします。

- (1) 当社指定の方法以外の方法により本カード・カード情報等を利用する行為
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為
- (3) 営利目的で利用する行為
- (4) 本カードの購入、本カード・カード情報等の取得・利用にあたり、当社に対して虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）の登録をする行為
- (5) 当社または他の利用者、ならびにその他の者の利益を害する行為
- (6) 本カードを変造、偽造、複製、分解、解析等をする行為
- (7) 本カードに係るシステムを損壊、解析または複製する行為
- (8) 営利・非営利を問わず、当社 Web サイト及び専用 Web サイト（以下「本サイト」という）の全部または一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映
- (9) 本サイトの変更、修正、編集、切除その他の改変
- (10) 利用者自身や他人のホームページにおける本サイトの全部または一部の掲載、配布その他の使用
- (11) 当社または第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的または人格的な権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (12) 他人のカード情報等を不正に使用する行為、及び自己のカード情報等を他人に使用させる行為
- (13) 当社及び本サイトに係る権利者の名誉、人格または信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- (14) 本サービスの運営を妨げる行為または誹謗する行為、信用等を毀損する行為
- (15) 犯罪行為、または犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつく恐れのある行為
- (16) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
- (17) 当社に損害を与えるあるいは与える恐れのある行為
- (18) その他当社が不相当と認める行為

第18条（損害賠償）

1. 利用者が、本規約等に違反し当社に損害を与えた場合、利用者は当社の損害を賠償す

るものとしします。

2. 利用者は、本カード・カード情報等の利用に際し、本規約違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と費用で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑、損害を与えないものとしします。

第19条（本規約の変更）

1. 当社は利用者の承諾を得ることなく、専用 Web サイトにおいて変更後の規約または変更内容を当社所定の期間掲示することにより本規約を変更できるものとしします。
2. 利用者は、本規約の変更後相当期間の経過、または本カードを利用した時点で、変更内容を承諾したものとしします。
3. 前2項の定めにかかわらず、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとしします。

第20条（業務委託）

利用者は、当社が必要と認めた場合、本カードプログラム運営の全部または一部を当社の提携会社に委託することを、予め承諾するものとしします。

第21条（合意裁判所）

利用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、利用者の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第22条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行及び解釈に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第23条（相談窓口）

本カードの発行及び利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

<発行元>

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋 4-5-15

三井住友プリペイドデスク 06-7636-2567

<http://vpass.jp/visagift/>

（2024年4月改定）

Visa ギフトカードオリジナルデザイン利用特約

第1条（目的及び対象）

本利用特約は、当社がWebサイト等で一般販売するカードデザイン（以下、通常デザイン）とは異なるデザイン（以下、オリジナルデザイン）を施したVisaギフトカードの利用について定めるものとし、Visaギフトカード利用規約（以下、利用規約）の一部を構成します。

第2条（再発行時のカードデザイン）

1. 当社は、利用規約第12条第5項に定める再発行時に発行するカードデザインを、予告なく通常デザインその他のデザインに変更することができるものとします。
2. 利用者は、前項のカードデザインについて、オリジナルデザインが施されない場合があることを予め了承するものとします。

（2017年4月制定）